

令和5年5月26日

京都市会議長殿

京都市会議員 富 きくお

収支報告書の提出について

京都市政務活動費の交付等に関する条例第12条（第1項 第2項）の規定により、別紙の通り、収支報告書を提出します。

注 該当する□には、レ印を記入して下さい。

## 収 支 報 告 書

1 議員の氏名 富 きくお

2 収支の内容

項 目	金 額	主 な 実 績 ・ 内 容 (括弧内は記載参考例)
交付済総額 (①)	400,000	円
支 出 済 総 額	調査研究費	0
	研 修 費	0
	広 報 広 聴 費	0
	要請・陳情活動費	0
	会 議 費	0
		(テーマ, 目的等)
		(テーマ, 目的等)
		(名称, 目的等) 市政報告 代表質問お知らせハガキ等の郵送
		(目的等)
		(目的等)

項 目		金 額	主 な 実 績 ・ 内 容 (括弧内は記載参考例)
支 出 済 総 額	資料作成費	0	(名称等)
	資料購入費	0	(種類等) 新聞購読料 (京都新聞 1 紙, 年間購読料)
	通信運搬費	7,239	(通信手段等) 固定電話, FAX, インターネット, 携帯電話 按分の考え方については別添参照
	備品消耗品費	61,748	(備品名等) コピー機リース代・コピー機トナー代 その他文房具類等 按分の考え方については別添参照
	人 件 費	125,000	(人数・雇用期間等) 1 名を 12 ヶ月間雇用 (1 名: 2021 年 4 月~) 按分の考え方については別添参照
	事 務 所 費	51,683	(場所等) 京都府京都市山科区柳辻封シ川町 26-2 家賃・光熱水費等 按分の考え方については別添参照
	合 計 (②)	245,670	
差引残額 (①-②)		154,330	

## 按分の考え方について

### 1 人件費について

職員①は政務活動専用事務所に常勤し、その他の活動には基本的に従事しない。職員従事状況記録簿において日々の記録を残しており、その勤務時間より按分率を算出している。事務所を調査研究活動以外（後援会活動等）に供与した場合、職員がその活動に従事していなくても客観的に見た際に疑義を抱かれないために当該時間は職員も「他活動に従事していた」と抑制的に扱い、政務活動勤務時間には含めていない。それでもなお政務活動に従事している時間が全体の97%を超える月がほとんどであるが、抑制的に95%按分を実施する。なお、令和5年4月については統一地方選挙活動に従事していたので、職員従事状況記録簿は作成しないこととした。従って政務活動費の指針に則り50%按分を実施することとした。

### 2 事務所費及び備品消耗品費について

議員事務所(山科区柳辻封シ川町26-2)は政務活動専用事務所として運用しており、日々市民要望の聴取や理事者からの説明の聴取等に活用している。後援会、政党支部の事務所は別途開設しており、原則として議員事務所において後援会・政党活動は行っていないが事務所専用の日々の記録をつけていないため(なお、上記の常勤職員による職員従事状況記録簿がほぼ事務所の記録と同様のものとなる)政務活動費の指針に則り50%を上限として事務所費を支出している。

また、事務所に設置している機器(コピー機・電話機等)に係る費用も事務所費と同様に扱う。それに付随する消耗品類も同様である。

## 支出先との親族関係について

口座への振込み以外の方法により経費を支出した相手方は、特別の理由を記載したものを除き、親族等（親族、生計を一にする者並びにこれらの者又は議員が役員等の地位を占める法人）ではありません。

議員名 富 きくお

令和5年度 政務活動費 支出調書一覧表

富 ぎくお

費目	政務活動費支出	政治団体支出
調査研究費	0	0
研修費	0	0
広報広聴費	0	0
要請・陳情費	0	0
会議費	0	0
資料作成費	0	0
資料購入費	0	0
通信運搬費	7,239	7,240
備品消耗品費	61,748	61,749
人件費	125,000	125,000
事務所費	51,683	51,683
合計	245,670	245,672
残額	154,330	
交付額のうち人件費・事務所費が占める支出割合	44.17%	
備考1:「按分率」に※の記載のある項目に関する詳細は各支出調書を参照の事		



第4号様式(第4条関係)

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 **富 きくお**

支出年月日	5年 4月 20日	整理No.	1
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料購入費 <b>通信運搬費</b> 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	事務所 インターネット代 4月請求分		
按分割合	50.0%	政務活動費 支出額	2,728 円
備考	按分の考え方については別添資料を参照 別添資料⑤(請求内訳コピー)参照		

(領収書等貼付欄)

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、本領と併せてお出しください。上記以外でお支払いの場合は必ず取り取ってください。

ご請求先氏名  
富 喜久夫 様

事務所

お客様番号

2023年 4月ご請求分

金額(円)  
¥5,456-

受取人  
NITファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収 2023.4.20  
山崎 256

取入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様



第4号様式(第4条関係)

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 富 きくお

支出年月日	5年 5月 8日	整理No.	2
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事務所 固定電話代 4月請求分		
按分割合	50.0%	政務活動費 支 出 額	3,576 円
備 考	按分の考え方については別添資料を参照 別添資料⑤(請求内訳コピー)参照		
(領収書等貼付欄)			
別添資料③(通帳のコピー)参照			

第4号様式(第4条関係)

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 **富 きくお**

支出年月日	5年 5月 8日	整理No.	3
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料購入費 <b>通信運搬費</b> 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事務所 FAX代 4月請求分		
按分割合	50.0%	政務活動費 支 出 額	935 円
備 考	按分の考え方については別添資料を参照 別添資料⑤(請求内訳コピー)参照		
(領収書等貼付欄)			
別添資料③通帳のコピー 参照			

## 支出調書一覧表

費目: 備品消耗品費

会派名又は議員名: 富 きくお

整理 番号	支出日	使 途 内 容	政務活動費	政治団体	按分率
1	05.04.13	パフォーマンスチャージ料	3,004	3,004	50%
2	05.04.21	事務用品代(長3 封筒)	54,120	54,120	50%
3	05.04.27	事務用品代(コピー用紙・ラベルシール)	4,624	4,625	50%
4		以上			
5		合計	61,748	61,749	
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

第4号様式(第4条関係)

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 **富 きくお**

支出年月日	5年 4月 13日	整理No.	1
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料購入費 通信運搬費 <b>備品消耗品費</b> 人件費 事務所費		
使途内容	事務用品代(パフォーマンスチャージ料)		
按分割合	50.0%	政務活動費 支出額	3,004 円
備考	別添資料②(請求書・納品書のコピー)参照		

(領収書等貼付欄)

キャッシュサービス  
ご利用明細票

※ご利用いただき、ありがとうございます。  
ただしご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。  
どうぞお確かめください。

年 月 日	取扱店	機種	取引番号
05-04-13		44	2106
銀行番号	支店番号	口座番号	
			****
お取引内容	お取引金額		
お振り込み	¥6,008		
時刻	受付番号	お取引後残高	
10:59	0016		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥440	利用料	¥0
カ) タナカセイフソフトウ 様			
ご依頼人 電話			
トミキウオ 様			

※裏面のご案内もご確認ください。

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 **富きくお**

支出年月日	5年 4月 21日	整理No.	2
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料購入費 通信運搬費 <b>備品消耗品費</b> 人件費 事務所費		
使途内容	事務用品代(長3 封筒)		
按分割合	50.0%	政務活動費 支出額	54,120 円
備考	別添資料②(請求書・納品書のコピー)参照		

(領収書等貼付欄)

No. 27

**領 収 証**

富きくお事務所様

金額									
	7	1	0	8	2	4	0	-	

但

平成 5年 4月 21日 上記正に領収いたしました

内 訳	京都市山科区西野山町庭上町9番地14
税抜金額	洛東デザイン株式会社
消費税額(%)	代表取締役 <b>松崎武司</b>
税抜金額	登録番号
消費税額(%)	

GR1522

第4号様式(第4条関係)

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 **富 きくお**

支出年月日	5年 4月 27日	整理No.	3
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料購入費 通信運搬費 <b>備品消耗品費</b> 人件費 事務所費		
使 途 内 容	事務用品代(コピー用紙・ラベルシール)		
按分割合	50.0%	政務活動費 支 出 額	4,624 円
備 考	別添資料②(アスクル請求書のコピー)参照		
(領収書等貼付欄)			
別添資料③ 通帳のコピー参照			

## 支 出 調 書 一 覧 表

費目:人件費

会派名又は議員名:富 きくお

整理 番号	支 出 日	使 途 内 容	政務活動費	政治団体	按分率
1	05.04.27	職員①給与 4月分	125,000	125,000	50%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
		以上			
		合計	125,000	125,000	

職員従事状況説明書

会派名又は議員名

富 きくお

1 基本情報等

(1) 職員の基本情報及び経費の計上状況（職員①）

氏名	
生年月日	
住所	
雇用期間	2021 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
所定の勤務時間	<input checked="" type="checkbox"/> 毎週（月～金）曜日（9:00～17:00） <input type="checkbox"/> 不定
所定の勤務地	<input checked="" type="checkbox"/> 議員事務所 <input type="checkbox"/> 議員の自宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
計上に係る経費の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 社会保険料（事業主負担分） <input type="checkbox"/> その他（ ）
按分の理由	<input type="checkbox"/> 従事時間に基づく按分（本説明書及び職員従事状況記録簿に基づく場合） <input checked="" type="checkbox"/> 従事時間に基づく按分（本説明書のみに基づく場合） <input type="checkbox"/> その他（ ）

(2) 職員の基本情報及び経費の計上状況（職員②）

氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	
雇用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
所定の勤務時間	<input type="checkbox"/> 毎週（ ）曜日（ ~ ） <input type="checkbox"/> 不定
所定の勤務地	<input type="checkbox"/> 議員事務所 <input type="checkbox"/> 議員の自宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
計上に係る経費の内容	<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 社会保険料（事業主負担分） <input type="checkbox"/> その他（ ）
按分の理由	<input type="checkbox"/> 従事時間に基づく按分（本説明書及び職員従事状況記録簿に基づく場合） <input type="checkbox"/> 従事時間に基づく按分（本説明書のみに基づく場合） <input type="checkbox"/> その他（ ）

(3) 職員の基本情報及び経費の計上状況（職員③）

氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	
雇用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
所定の勤務時間	<input type="checkbox"/> 毎週（ ）曜日（ ~ ） <input type="checkbox"/> 不定
所定の勤務地	<input type="checkbox"/> 議員事務所 <input type="checkbox"/> 議員の自宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
計上に係る経費の内容	<input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 社会保険料（事業主負担分） <input type="checkbox"/> その他（ ）
按分の理由	<input type="checkbox"/> 従事時間に基づく按分（本説明書及び職員従事状況記録簿に基づく場合） <input type="checkbox"/> 従事時間に基づく按分（本説明書のみに基づく場合） <input type="checkbox"/> その他（ ）

補足説明 ※「1 基本情報等」及び「2 従事内容等」の記載内容に関する補足説明を要する場合

職員①の職務内容は私の調査研究活動等の補助業務（質疑・質問の準備、市政の課題に関する調査研究、市民からの相談・要望等の聴取等）が主なものです。また、議会等で事務所を空けることがありましたので、事務所における電話の取次ぎ、訪問者の応対なども行ってもらっていました。調査研究活動等以外の活動については、基本的には職員①には行わせていませんでした。なお、後援会活動は自宅で配偶者が、政党活動は私自身がそれぞれ行っていました。ただし、後援会行事の案内文の封入作業など、人手が必要な後援会関係の作業を年に数回手伝ってもらったこともありましたが、そのような活動分を差し引いて、従事割合を算出しています。

注 該当する口には、レ印を記入してください。

（次頁に続く）



2 従事内容等 ( 職員番号 ① )

(1) 議員との親族関係の有無

親族関係	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
------	--

(2) 年間従事時間

年間従事時間	( ② 70 時間 )
	<input checked="" type="checkbox"/> 労働時間の記録に関する書類 (賃金台帳等) に基づく算出 <input type="checkbox"/> 1日当たりの平均従事時間等に基づく算出 ( 1日当たり 7 時間程度 × 年間 10 日程度 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )

(3) 主な従事内容 (調査研究活動等)

主な従事内容	市民からの意見・要望の聴取 資料収集 (新聞切り抜き・インターネット等) 議員による質疑等の準備補助 (原稿の清書・データ化) 聴取結果の記録・整理等 (詳細は職員従事状況記録簿を参照) 議員への電話の取り次ぎ、面談日程調整等 調査研究活動等に必要な備品・消耗品等の購入、領収書の整理、収支報告書作成等 現地調査 (市民からの情報提供によるもの等)
--------	--

(4) 主な従事内容 (調査研究活動等以外の活動)

主な従事内容	後援会関係の電話対応・後援会役員との打ち合わせ 後援会の会議の準備等 事務所外壁に政治活動用ポスターの掲示等
--------	--

従事時間	( ① 年間 70 時間程度 )
------	------------------

(5) 従事時間全体に占める調査研究活動等に従事した時間の割合

従事時間割合	( (③-④) ÷ ② ) × 100 0.0 %
--------	---------------------------

注1 京都市政務活動費取扱要綱第3条第3項第3号イただし書の規定に基づき職員従事状況記録簿を作成しなかった場合は、この用紙を使用してください。

2 該当する口には、レ印を記入してください。

人件費の支出先との関係について

人件費を支出した相手方は、私と生計を一にする者ではありません。

議員名 富 きくお

## 雇用契約書

使用者 市会議員 富きくお事務所（以下、甲という）労働者 [REDACTED]（以下、乙という）は以下の条件により雇用契約を締結する。

雇用期間	期間の定めなし 令和3年4月1日～ 年 月 日まで
就業場所	本事務所
業務内容	調査研究・研修・広報・広聴・要請・陳情等の活動
就業時間	午前9時～午後5時まで
休憩時間	午後12時～午後1時
休日	土・日曜日及び祝祭日、年末年始、夏季休暇
休暇	年次休暇、その他特別休暇
賃金	基本給：月250,000円
賃金の支払い方法	[REDACTED] 乙の口座へ
退職	期間の定めなし
その他	本契約に規定されていない事項は、甲乙協議上、定めるものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、相互に署名または記名捺印の上各1通を保管する。

令和5年4月1日

(甲)

名称：京都市会議員 富きくお事務所

所在地：京都市山科区柳辻封シ川町26-2

雇用者：富きくお



(乙)

労働者：[REDACTED]



### 補助の内容についての確認書

私は、富きくお議員に雇用され、令和5年度において、同議員の活動の補助に当たりました。

同議員が同年度における政務活動費の収支報告書に添付し、京都市会議長に提出しようとする次の書類（該当するものの□にレ印をしています。）に、私が従事した状況についての記載がありますので、内容を確認しました。

- 職員従事状況記録簿
- 職員従事状況説明書

その結果、書類に記載された内容と、私が実際に従事した内容とは相違ありませんでした。

なお、同年度における活動の補助の対価として私が同議員から支給を受けた給与等のうち、政務活動費が充当されている額として同議員から示された額は、次のとおりです。

計 125,000 円

令和5年4月7日

補助職員名

  
(署名又は記名押印)

令和5年度 賃金台帳

職員①

氏名: XXXXXXXXXX

	給与総額	社会保険料等 控除額	源泉徴収した 所得税等の額	実支給額
4月	250,000	0	0	250,000
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

※所得税等は職員個人で確定申告

富 きくお

第4号様式(第4条関係)

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 **富 きくお**

支出年月日	5年 4月 27日	整理No.	1
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 <b>人件費</b> 事務所費		
使 途 内 容	職員①給与 4月分		
按分割合	50.0%	政務活動費 支 出 額	125,000 円
備 考	按分の考え方については別紙参照		

(領収書等貼付欄)

キオクオサービス  
ご利用明細票

をご利用いただき、ありがとうございます。  
ただしご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。  
どうぞお確かめください。

年 月 日	取扱店	機種	取引番号
05-04-27			45 6052
銀行番号	支店番号	口座番号	
			****
お取引内容	お取引金額		
お振り込み	¥250,000		
時 刻	受付番号	お取引後残高	
12:05	0057		

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥440 利用料 ¥0

様

ご依頼人 電話  
トミ キクオ 様

※裏面のご案内もご覧ください。

## 支 出 調 書 一 覧 表

費目:事務所費

会派名又は議員名:富 ぎくお

整理 番号	支 出 日	使 途 内 容	政務活動費	政治団体	按分率
1	05.04.27	事務所 駐車場代 4月分	5,000	5,000	50%
2	05.04.27	事務所 駐車場代 4月分	5,000	5,000	50%
3	05.04.27	事務所家賃 4月分	40,000	40,000	50%
4	05.05.17	事務所 水道代 第1期分(2月9日~4月7日)	1,683	1,683	50%
5					
6					
7					
8					
		以上			
		合計	51,683	51,683	

1 基本情報等

(1) 議員事務所の基本情報

所在地	京都府京都市山科区柳辻封シ川町26-2
延べ床面積	( 61.0 m <sup>2</sup> ) 【調査研究活動等以外の活動に恒常的に使用している区画の有無等】 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（調査研究活動等に使用する区画の割合 [A÷(A+B)] %） 調査研究活動等に使用する区画 ( A m <sup>2</sup> ) 調査研究活動等以外の活動に使用する区画 ( B m <sup>2</sup> ) 上記のいずれの活動にも使用する共用区画 ( m <sup>2</sup> )
権原	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借 【賃貸人の属性】 <input type="checkbox"/> 議員の親族 <input type="checkbox"/> 議員と生計を一にする者 <input type="checkbox"/> 上記のいずれかの者又は議員が役員等の地位を占める法人 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の者 <input type="checkbox"/> その他 ( )
調査研究活動等以外の活動に係る用途との併用	<input type="checkbox"/> あり 【併用に係る用途】 <input type="checkbox"/> 後援会その他の政治団体事務所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> なし

(2) 駐車場の基本情報 ※来客用又は議員・職員通勤用に限る。

所在地等	京都府京都市山科区柳辻封シ川町26-2 ( 2台分 )
権原	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借 【賃貸人の属性】 <input type="checkbox"/> 議員の親族 <input type="checkbox"/> 議員と生計を一にする者 <input type="checkbox"/> 上記のいずれかの者又は議員が役員等の地位を占める法人 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の者 <input type="checkbox"/> その他 ( )

(3) 経費の計上状況

計上に係る経費の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 賃料 <input checked="" type="checkbox"/> 電気代 <input type="checkbox"/> ガス代 <input checked="" type="checkbox"/> 水道代 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場代 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 冬季暖房用灯油代 )
按分の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 使用面積に基づく按分 <input type="checkbox"/> 使用時間に基づく按分 (本説明書及び事務所使用状況記録簿に基づく場合) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間に基づく按分 (本説明書のみに基づく場合) <input type="checkbox"/> その他 ( )

(4) 議員事務所における常勤職員の勤務状況

常勤職員の勤務状況	<input checked="" type="checkbox"/> 給与等を政務活動費から支出している職員 ( 1名 ) <input type="checkbox"/> 給与等を政務活動費から支出していない職員 ( 0名 )
-----------	--

補足説明 ※「1 基本情報等」及び「2 使用内容等」の記載内容に関する補足説明を要する場合

当該事務所は政務活動専用事務所であり、後援会・政党事務所は自宅会議スペースに別途設置している。「2 使用内容等」に記載の通りの活動をしており、その拠点として活用している他、執行機関から電話やファックスが相当数あります。一方、後援会活動は議員の妻と親族1名が専ら後援会事務所にて行っており、議員事務所では原則として行っていない。例外的にスペースの関係上、後援会会議や選挙期間中の電話作戦（専用電話を設置）は議員事務所会議スペースを供与しており、その分は差し引いて事務所の使用割合を算出している。議員の妻は議員事務所にて政務活動に従事することはあるが常勤では無いため上記勤務状況には記載せず。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

(次頁に続く)



2 使用内容等

(1) 年間使用時間

年間使用時間	( ㉔ 70.0 時間 ) 【算出根拠】 <input checked="" type="checkbox"/> 1日当たりの平均使用時間等に基づく算出 ( 1日当たり 7 時間程度 × 年間 10 日程度 ) <input type="checkbox"/> その他 ( 当該事務所常勤職員の日報より算出 )
--------	---

(2) 主な使用内容 (調査研究活動等)

主な使用内容	【議員】 議案等の精読、質疑等の準備 (原稿作成等) 市民・行政担当者との面談・説明の聴取等 広報活動の原稿作成等  【職員】 市民からの意見・要望の聴取 資料収集 (新聞切り抜き・インターネット等) 議員による質疑等の準備補助 (原稿の清書・データ化) 聴取結果の記録・整理等 (詳細は職員従事状況記録簿を参照) 議員への電話の取り次ぎ、面談日程調整等 調査研究活動等に必要な備品・消耗品等の購入、領収書の整理、収支報告書作成等 現地調査 (市民からの情報提供によるもの等)
--------	--

(3) 主な使用内容 (調査研究活動等以外の活動)

主な使用内容	後援会関係の電話対応・後援会事務所への引き継ぎ 2ヶ月に1度程度、後援会の会議に事務所の会議スペースを供与することあり 事務所外壁に政治活動用ポスターの掲示 後援会関係小計7時間程度
使用時間	( ㉕ 年間 5 時間程度 )

(4) 使用時間全体に占める調査研究活動等に使用した時間の割合

使用時間割合	( (㉔-㉕) ÷ ㉔ 92.9 % )
--------	----------------------

注1 京都市政務活動費取扱要綱第3条第3項第4号イただし書の規定に基づき事務所使用状況記録簿を作成しなかった場合は、この用紙を使用してください。

2 該当する口には、レ印を記入してください。

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 **富きくお**

支出年月日	5年 4月 27日	整理No.	1
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 <b>事務所費</b>		
使途内容	事務所 駐車場代 4月分		
按分割合	50.0%	政務活動費 支出額	5,000 円
備考	按分の根拠については別添の「按分の考え方」を参照 来客用1台分を請求		

(領収書等貼付欄)

キャッシュサービス  
ご利用明細票

ご利用いただき、ありがとうございます。  
ただしご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。  
どうぞお確かめください。

年月日	取次店	機器	取引番号
05-04-27		45	6049
銀行番号	支店番号	口座番号	
			****
お取引内容	お取引金額		
お振り込み	¥10,000		
時刻	受付番号	お取引後残高	
12:04	0056		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥440	利用料	¥0
様			
ご依頼人 電話			
トミキクオ 様			

※裏面のご案内もご確認ください。

第4号様式(第4条関係)

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 **富 きくお**

支出年月日	5年 4月 27日	整理No.	2
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 <b>事務所費</b>		
使途内容	事務所 駐車場代 4月分		
按分割合	50.0%	政務活動費 支出額	5,000 円
備考	按分の根拠については別添の「按分の考え方」を参照 通勤車両用1台分を請求		

(領収書等貼付欄)

キャッシュサービス  
ご利用明細票

をご利用いただき、ありがとうございます。  
ただしご利用いただきました期間中は下記のとおりでございます。  
どうぞお確かめください。

年月日	取扱い店	振替	取引番号
05-04-27		45	6046
銀行番号	支店番号	口座番号	
			***
お取引内容	お取引金額		
お振り込み	¥10,000		
時刻	受付番号	お取引後残高	
12:04	0054		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥440	利用料	¥0
様			
ご依頼人	電話		
トミキクオ	様		

\*裏面のご案内もご確認ください。

第4号様式(第4条関係)

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 **富 きくお**

支出年月日	5年 4月 27日	整理No.	3
使 途 項 目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 <b>事務所費</b>		
使 途 内 容	事務所 家賃 4月分		
按分割合	50.0%	政務活動費 支 出 額	40,000 円
備 考	按分の根拠については別添の「按分の考え方」を参照		

(領収書等貼付欄)

キャッシュサービス  
ご利用明細票

\*ご利用いただき、ありがとうございます。  
\*たまたまご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。  
\*どうぞお確かめください。\*

年 月 日	取扱店	店舗	取引番号
05-04-27			45 6043
銀行番号	支店番号	口座番号	
			****
お取引内容	お取引金額		
お振り込み	¥80,000		
時刻	受付番号	お取引後残高	
12:03	0052		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥440	利用料	¥0
様			
ご依頼人 電話			
トミ キクオ 様			

※裏面のご案内もご確認ください。

第4号様式(第4条関係)

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 富 きくお

支出年月日	5年 5月 17日	整理No.	4
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 <b>事務所費</b>		
使途内容	事務所 水道代 第1期分(2月9日～4月7日)		
按分割合	50.0%	政務活動費 支出額	1,683 円
備考	按分の根拠については別添の「按分の考え方」を参照 別添資料④(請求内訳のコピー)参照		
(領収書等貼付欄)			
別添資料③(通帳のコピー)参照			

令和5年度 政務活動費

別添資料②

備品消耗品費

請求書・納品書コピー

富 きくお

請求書

〒607-8167  
 京都府京都市山科区柳辻封シ川町26-2

富 きくお事務所 様



株式会社

田中誠文堂

代表取締役 田中義信

滋賀県栗東市安養寺6-6-12 〒520-3015  
 TEL (077)553-2345(代) FAX (077)553-8003  
 登録番号 T3-1600-Q101-3478  
 御振込先: [Redacted]

(お客様コード [Redacted] ) (0420)

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(2023年 4月 20日 締切分) 集金日 10日 PAGE 1/1

前回御請求額	今回御入金額	差引繰越金額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
6,008	6,008	0	6,808	680	7,488

年月日	伝票No	品番	品名	数量/単位	単価	金額	摘要
04/13	116220					6,008	
04/14	327247	振込 126		1.00 式	6,808.00	6,808	
04/20			パフォーマンス材料 MP C3004RC				
		消費税 10.00%	(課税対象: 6,808)			680	

納品書

〒607-8167  
 京都府京都市山科区柳辻封シ川町26-2



株式会社 田中誠文堂

代表取締役 田中義信

滋賀県栗東市安養寺6-6-12 〒520-3015  
 TEL (077)553-2345(代) FAX (077)553-8003

富 きくお事務所 様

得意先コード	担当者名	発行者	伝票日付	伝票番号
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	2023/04/14	327247-1

分類コード/メーカー名	品番/品名	数量	単位	単価	金額	備考
126 リコー	126 パフォーマンス材料 MP C3004RC	1.00	式	6,808.00	6,808	
					6,808	検印 20
摘要					6,808	

--	--	--	--	--	--	--

「※」は軽減税率対象であることを示します

納品書



洛東デザイン株式会社

代表取締役 松崎 武司

京都市山科区西野山射庭ノ上町 307 番地 14  
TEL (075) 595-0001 FAX (075) 595-0008

伝票番号 641 日付 5年 4月 17日

得意先名 富永くお事務所 様

取引銀行

品名	数量	単位	単価	金額
1 長3封筒	×	12000 枚	8 <sup>20</sup>	98400
2	×			
3	×			
4	×			
5	×			
6	×			
7	×			
消費税相当額				9840
合計金額				108240

摘要:

検印

請求書

(4月限)

富永くお事務所 様

令和 5年 4月 17日

合計 ¥ 108,240-

摘要	金額	備考
別紙請求書 - 1枚	98400-	
前月請求残高		
消費税額	9840-	
差引請求額	108240-	

上記のとおりご請求申し上げます。  
宜しく御査検の上御支払方御願い申し上げます。  
尚、御振込下さいます場合は下記の取引銀行で御座居ます。

検印



デザイン・印刷

洛東デザイン株式会社

本社工場 京都市山科区西野山射庭ノ上町307-14

TEL (075) 595-0001

FAX (075) 595-0008

取引銀行

代表取締役 松崎 武司



607-8167  
京都府京都市山科区  
柳辻封シ川町26-2



京都市議員富きくお事務所

様

C1 078014# 00001/00001 UA



00097588 C11-U1

お問い合わせ番号

アスクル担当販売店  
株式会社堀萬昭堂  
アスクル事業部  
兵庫県芦屋市  
大野町6-5

645672

TEL: 0797-31-2727

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 075-582-0800

FAX: 075-592-6796

お買い上げいただきましてありがとうございます。  
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

23,603円

うち消費税等

2,029円

お支払い日 ▶ 2023年04月27日

お支払い方法 ▶ 自動引落

お引落	金融機関	
	支店	
	口座	

トキワ

対象期間	2023/03/11 ~ 2023/04/10
当月お買い上げ金額	23,603円
当月返品金額	0円
当月値引金額	0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率%
[Redacted]				様ご発注分	10.0
03/16 56959358 144-575 エーワン ラベルシール 表示・宛名ラベル プリンタ兼用 マツ	5	411 *小 計*	2,055 2,055	様ご発注分	10.0
03/17 57198953 1/575 エーワン ラベルシール 表示・宛名ラベル プリンタ兼用 マツ	5	411 *小 計*	2,055 2,055	様ご発注分	10.0
03/24 58461750 542-680 コピー用紙 マルチペーパー スーパーホワイト+ A4 1箱	1	3,990 *小 計*	3,990 3,990	様ご発注分	10.0
[Redacted]				様ご発注分	10.0
[Redacted]				様ご発注分	軽 8.0
03/31 59756289 688-906 コピー用紙 マルチペーパー スーパーホワイト+ A3 1箱	1	1,149 *小 計*	1,149 1,149	様ご発注分	10.0

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

裏面もご確認ください。

# 令和5年度 政務活動費

## 別添資料③

通帳のコピー

広報公聴費  
通信運搬費  
備品消耗品費  
人件費  
事務所費

富 きくお



年 月 日 記号 摘要 振込金額 振込元金額 振込先 振込日

05.04.05 0 電話 ¥6,609  
 05.04.05 0 電話 ¥1,872

05.04.13 0 カート1(7933) ¥6,008  
 05.04.13 0 振込手数料 ¥440

05.04.27 0 SMBC(利マアスク) ¥23,603  
 05.04.27 0 カート1(7933) ¥80,000  
 05.04.27 0 振込手数料 ¥440  
 05.04.27 0 カート1(7933) ¥10,000  
 05.04.27 0 振込手数料 ¥440  
 05.04.27 0 カート1(7933) ¥10,000  
 05.04.27 0 振込手数料 ¥440  
 05.04.27 0 カート1(7933) ¥250,000  
 05.04.27 0 振込手数料 ¥440



記号説明

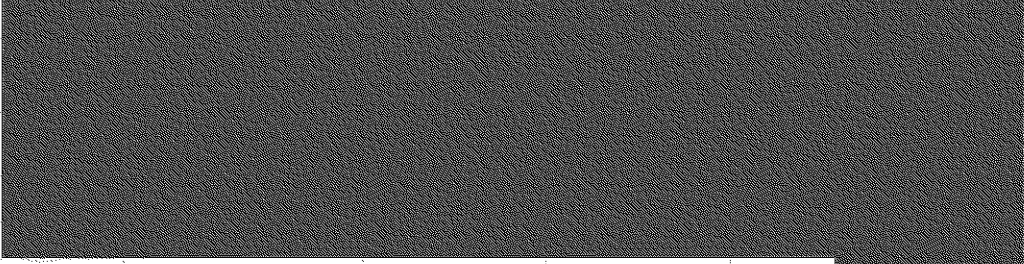
A. …… 現金、当座入金、振込入金  
 C.R.M. …… 手相、小切手入金  
 D. …… 現金、振込元  
 ※記号の横が丁印の場合は訂正です。

(振込、小切手入金分減額化日)

※振込、小切手によるご入金の総額は「現金化日」に振り込まれます。  
 ※目的、お支払明細書は振込先と異なります。  
 C. …… 現金化日の振り込み  
 C.M. …… 現金化日の振込元振込先



年月日	品名	数量	小計金額	消費税	合計金額	印
-----	----	----	------	-----	------	---



05.05.17	水道					
----------	----	--	--	--	--	--

			¥3,366			
--	--	--	--------	--	--	--

品名説明

A... 通信、電話料金、加入金  
 C... 水道、水道使用料  
 D... 電気、ガス料  
 各項目の単位は円単位です。



(※) 小計金額は消費税別

※ 小計金額は消費税別  
 ※ 消費税は別途計算  
 ※ 消費税は別途計算  
 ※ 消費税は別途計算  
 ※ 消費税は別途計算

# 令和5年度 政務活動費

## 別添資料④

請求内訳コピー

事務所費

富 きくお

京都市上下水道局 水道使用水量のお知らせ

検針区、使用者コード、水栓番号	戸数	呼び径	メーター番号
	1	20 mm	
下水区分	汚水区分	用途	支払方法
接続済	水道のみ	一般	口座振替

高きくお事務所 様

表示の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。

05年度1期ご使用分 ( 月 9 日 ~ 4 月 7 日 )	
今回指示数	134 m <sup>3</sup>
前回指示数	129 m <sup>3</sup>
取替前メーター使用量	m <sup>3</sup> ( 月 日 )
井戸汚水等排出量	m <sup>3</sup>
<b>今回ご使用水量</b>	<b>5 m<sup>3</sup></b>
前年同期使用水量	6 m <sup>3</sup> 前期使用水量 4 m <sup>3</sup>

このお知らせ票により集金することはありません

<b>ご請求予定額</b>	<b>3,454 円</b>
(内訳) 水道料金	下水道使用料
2,024 円	1,430 円
の口座振替へ利用	水道料金からの割引額 -44 円
	下水道使用料からの割引額 -44 円
<b>割引後のご請求額</b>	<b>3,366 円</b>
「割引後のご請求額」は、右記の「今回ご請求日」請求日にお引き落としさせていただきます。5年 5月17日	

次回検針予定日 6月 9日 (天候等により変更する場合があります)

悪質業者にご注意！修理は京都市指定業者で！

通信欄

<b>水道料金等口座振替済のお知らせ (前回検針分)</b>	
04年度6期ご使用分 ( 12月10日 ~ 2月8日 )	
振替日	3月17日
水道使用水量	4 m <sup>3</sup> 汚水排出量 4 m <sup>3</sup>
水道料金	2,024 円 下水道使用料 1,430 円
口座割引額	-44 円 口座割引額 -44 円
水道料金 (口座割引額適用後)	下水道使用料 (口座割引額適用後)
1,980 円	1,386 円
<b>振替金額</b>	<b>3,366 円</b>

検針のお問い合わせ先 (業務委託先) TEL FAX  
 ㈱エコンテイサービス 592-9900 592-9902

検針月日 5年 4月 7日 検針員

京都市上下水道局

※上下水道局職員を装った訪問業者にご注意ください

裏面に「京都生活協同組合」の広掲載しております

令和5年度 政務活動費

別添資料⑤

通信運搬費

請求内訳のコピー

富 きくお

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	075-582-0800	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TA	
◆075-582-0800					
◇NTT西日本ご利用分					
	7,059	2,500	回線使用料 (基本料) (事務用)	3月 6日~ 4月 5日	合
		800	ボイスワープ使用料	3月 6日~ 4月 5日	合
		1,200	ナンバー・ディスプレイ使用料	3月 6日~ 4月 5日	合
		1,357	ダイヤル通話料	3月 6日~ 4月 5日。なお前月分は1,203円でした。	合
		( 965 )	(内訳) タイムプラス適用分	今回 (来月分) の割引計算期間は、4月 6日~ 5月 5日です。	
	<	200>	(内訳) タイムプラス定額料		
	<	765>	(内訳) タイムプラス適用通話料	タイムプラスをご利用にならなかった場合、833円となります。	
	(	392)	(内訳) 通常通話料適用分		
		560	携帯電話等への通話料	3月 6日~ 4月 5日。なお前月分は304円でした。	合
		1	ユニバーサルサービス料他 [日割]		合
		641	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTTコミュニケーションズご利用分					
	93	85	ダイヤル通話料	3月 6日~ 4月 5日、0570	合
		8	消費税等相当額 (合計)	等をご利用の場合は、その料金を含む。合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	7,152	7,152	(小計)		
◇合計	7,152	7,152	合計		

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/ga/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/ga/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。



お客様電話番号等  
BILLING NUMBER

075-592-6796

請求年月  
MONTH OF ISSUE

2023年 4月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TA
◆075-592-6796			
◇NTT西日本ご利用分			
1,871	1,700	回線使用料(基本料)(住宅用) 3月6日~4月5日	合
	1	ユニバーサルサービス料他【日割】	合
	170	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇合計	1,871	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。  
[https://www.tea.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tea.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

## ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税 T.	
◆ [REDACTED]				
◇NTT西日本ご利用分	4,136	5,400 -1,790		
		フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光もっともっと割	3月 1日～ 3月31日 2025年10月～2025年12月以 外の解約は解約金がかかります	合 合
		発行手数料	本請求書等の発行にかかる各種費用に なります。	合
		取納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。	合
		消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	4,136	376 (小計)		
◇NTTファイナンスご利用分	1,320	1,320		
		OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	* 契約番号 [REDACTED]	非
◇合計	5,456	5,456		
		合計		
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。		

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単位)が公表されていま

M20021111005 08140 0808

# 令和5年度 政務活動費

## 別添資料

契約内容確認書コピー

備品消耗品費

富 きくお

収入  
200円  
印紙

# パフォーマンス契約書

締結日 2022 / 年 11 月 6 日

甲と乙とは、この契約に記載される乙製造にかかる複写機・複合機（以下、「機械」といいます）の「パフォーマンス契約」に関して次の通り契約を締結し、この契約成立の証として本書2通を作成の上、甲乙各1通ずつ保持します。

(甲)

住 所

市会議員 富 きくお

会 社 名  
(氏名)

〒607-8167 京都市山科区柳辻封シ川町26-2  
TEL 075-582-0800 FAX 075-592-6796

(印)

(乙) 住 所 東京都大田区中馬込一丁目3番6号  
会 社 名 株式会社リコー

(乙の代理人)

住 所

滋賀県栗東市安養寺六丁目6番12-11号  
株式会社 田中誠文堂  
代表取締役 田中義信

会 社 名  
(氏名)

(印)

## 別表 (1) 料金表

### 1. 「パフォーマンスチャージ」(1ヵ月当りの料金)

下記、(1)と(2)のどちらか高い金額を、月額料金とします。

(1) 基本料金 910円

(2) カウント料金

<1カウントの料金>

1) フルカラーコピー

イ) 1 ~ 1,000カウント迄 14.00円  
ロ) 1,001 ~ 3,000カウント迄 11.90円  
ハ) 3,001カウント 以上 10.15円

2) モノカラー総出力

イ) 1 ~ 500カウント迄 2.00円  
ロ) 501 ~ 1,000カウント迄 1.88円  
ハ) 1,001カウント 以上 1.60円

3) フルカラープリント

イ) 1 ~ 1,000カウント迄 12.00円  
ロ) 1,001 ~ 3,000カウント迄 10.24円  
ハ) 3,001カウント 以上 8.82円

### 2. 「カウント料金の算出方法」

#### (1) 算出方法

カウント料金は、機械1台毎の各モードの料金の合計額となります。

各モードの料金は、次号の方法により確認された月間の使用カウント数値に応じて、料金表中の各レンジ単価をそれぞれ乗じ、各レンジの金額を合計して算出します。

#### (2) カウント数の計算方法

##### ① フルカラーコピーモード

フルカラーカウンターにより検針した数値から、③のフルカラープリントカウンターにより検針された数値を控除します。

なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

##### ② モノカラーモード (モノカラー総出力)

モノカラーカウンターにより検針します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

##### ③ フルカラープリントモード

フルカラープリントカウンターにより検針します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

#### (3) その他

##### ① 開始時のカウント数値

「機械」の使用開始前に、乙が確認したカウント数値を開始時のカウント数値とします。

##### ② カウンターの確認日

別表(2)に定めた毎月所定のカウンター確認基準日に使用カウント数値の確認を行います。

ただし、甲乙の営業日等の事情により、実際の確認日は前後する場合があります。

##### ③ カウンターの進み方

カウンターは、出力(コピー・ファクス・プリンター等の出力含む)1面毎に使用されたカウンターが1カウント進みます。両面出力の場合は、1両面出力毎に使用されたカウンターが2カウント進みます。

##### ④ トナー料金

別表(2)においてトナー有と記載されている場合、トナー料金はパフォーマンスチャージに含まれます。

⑤ その他

パフォーマンス開始時において、カウント開始日(別表(2)の納入日)から所定のカウンター確認基準日までの期間が、1ヶ月に満たない場合、またパフォーマンスの終了時において、最終カウンター確認基準日の翌日から終了日迄の期間が、1ヶ月に満たない場合、この期間の「パフォーマンスチャージ」は、乙の定める方法により計算されるものとします。

以上

別表(2) 機械/設置場所

機種名 MP C3004RC (305B)			
設置場所			
初回納入日 年 月 日	カウンター確認基準日 1:10日 2:15日 3:20日 4:末日		サービス実施会社
納入日 年 月 日	トナー込有無	有	
料金変更日 年 月 日	リモートサービス有無	有・無	

《社内使用欄(納品時追記)》

機番	※開始時カウンターは、新規納入・再納入の場合のみ記入										
	開始時 カウンター	フルカラートータル カウンター									
		モノカラートータル カウンター									
		フルカラープリント カウンター									

# ＜ パフォーマンス契約条項 ＞

## 第1条 (定義)

本契約(各特約を含む)に用いる用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「機械」：乙が製造、販売した複写機・複合機であって、別表(2)に定めるものをいいます。なお、複写機・複合機に乙が別途定める拡張・オプション機能が装着されている場合は、これらを併せて指すものとします。
- (2) 「パフォーマンス」：「機械」を良好な状態に維持するための保守サービスであり、その具体的な内容は第3条に定めるところとします。
- (3) 「パフォーマンスチャージ」：「パフォーマンス」の対価をいい、その計算方法は別表(1)に定めるところとします。
- (4) 「乙の代理人」：乙を代理して本契約を締結する者をいい、その役割は第4条2項、3項に定めるところとします。
- (5) 「サービス実施会社」：乙の認定を受け、「機械」に対する「パフォーマンス」を実施する会社として別表(2)に定める者をいいます。
- (6) 「リモートサービス」：「機械」の通信機能により提供される無償のサービスをいい、その詳細はリモートサービス特約条項に定めるところとします。

## 第2条 (目的)

乙は、本契約規定の条件に従い「機械」に対して「パフォーマンス」を提供します。

## 第3条 (「パフォーマンス」の内容)

1. 「パフォーマンス」は、以下の各号のサービスにより構成されます。なお、乙が甲に対して提供する「パフォーマンス」の内容は、実施の程度、乙が判断します。

- (1) 別途乙が定める内容の点検、調整および部品交換。
- (2) 甲の要請があった場合の故障の修理。
- (3) 「機械」の使用に必要となる感光体の貸与および交換。
- (4) 前各号の他、別途乙が「機械」の状態の維持のために必要と判断する措置。

2. 乙は、「パフォーマンス」実施の程度、必要と判断した場合には、甲に対して「機械」の操作方法を指導するものとし、甲は、当該指導内容に従って「機械」を使用するものとします。

3. 乙は、別表(2)に定める「機械」の設置場所を技術者を訪問させることにより「パフォーマンス」を提供するほか、「機械」に「リモートサービス」が提供される場合は、「パフォーマンス」の一部を「リモートサービス」によって実施することができるものとします。なお、「リモートサービス」には、特約条項に定める特約が適用されます。

## 第4条 (協力会社への委託)

1. 乙は、「サービス実施会社」へ「パフォーマンス」の実施を委託するものとします。

2. 乙は、「乙の代理人」に対して以下の各号の項目を代行させるものとします。

- (1) 「機械」のカウンター数値の確認。
- (2) 「パフォーマンスチャージ」の請求および回収。
- (3) 本契約の履行、変更および終了等にかかる甲との折衝、交渉。

3. 前二項に定めるほか、乙は、必要に応じて本契約の履行、ならびに権利行使を、「サービス実施会社」または「乙の代理人」に行わせることができるものとします。

4. 乙は、「サービス実施会社」および「乙の代理人」を変更する場合には、事前にその旨を書面にて甲に通知するものとし、甲は、この通知の受領後、通知書面に記載された者が、「サービス実施会社」または「乙の代理人」となることに同意します。

## 第5条 (「パフォーマンス」の実施時間)

乙は、「パフォーマンス」を「サービス実施会社」の営業時間内に実施するものとします。

## 第6条 (「パフォーマンス」の提供場所)

1. 乙は、別表(2)に定める「機械」の設置場所において「パフォーマンス」を実施するものとします。

2. 甲は、「機械」の設置場所の変更を希望する場合には、事前に乙に通知するものとします。なお、この場合、「機械」の移動は、原則として、乙または「サービス実施会社」が行い、移動に伴う設置、解体および調整費用は、甲の負担とします。

## 第7条 (「パフォーマンス」の対象外の事項)

1. 以下の各号に定める対応は、「パフォーマンス」には含まれません。

- (1) 「機械」の使用上の故意、取扱い上の不注意または誤用による故障の修理。
- (2) 乙が提供したソフトウェアおよびデータ以外のものを「機械」に搭載したことを原因として発生した故障の修理。
- (3) 乙の認定する者以外による改造、修理、分解または加工等による故障の修理。
- (4) 「機械」に接続される電話回線もしくはネットワーク等の回線等(以下、「回線等」といいます。)またはその周辺機器に起因した故障の修理。
- (5) 「回線等」および周辺機器を通じたウィルス、不正アクセス等により発生した故障の修理。
- (6) 火災、天災その他不可抗力による災害により生じた故障の修理。
- (7) 第6条2項、第8条4項、第9条その他本契約に違反したことにより生じた故障の修理。
- (8) 「機械」または「機械」に搭載されるソフトウェアの仕様変更対応。
- (9) 前号のほか、「機械」の状態の維持を目的としない追加作業。

2. 甲は、落雷、停電等の不可抗力、「機械」の故障等によって、「機械」に記載したデータ等が消失する可能性があることを認識し、バックアップ等必要な措置を自ら講じるものとします。なお、いかなる事由によっても、乙は、データ等の消失およびその復旧について、責任を負いません。

## 第8条 (トナー供給特約)

1. 本条の規定は別表(2)において、トナー者と記載された「機械」(以下、「トナー」)に適用されます。

2. 乙は、トナーを「パフォーマンス」の一部として供給するものとします。

3. トナーは、甲が「乙の代理人」に対して申し出を行ったとき、または「乙の代理人」の巡回時に、「機械」の通常の使用に必要な範囲で供給されるものとします。なお、トナーの交換作業は、甲が自ら行うものとします。

4. 甲に供給されたトナーの所有権は乙に帰するものとし、甲は、これを善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。また、甲は、「機械」に対して、乙から供給されたトナー以外のものを使用してはならず、また、「機械」の通常用途のみ、トナーを使用するものとします。

5. 本条2項の規定にも拘わらずに甲がトナーを購入した場合において、乙は、返金、買戻等の義務を負いません。

## 第9条 (用紙について)

甲は、「機械」の使用にあたり、乙の推薦する用紙または「機械」の「使用説明書」の範囲内にある用紙を使用するものとします。

## 第10条 (感光体等の取扱い)

乙が甲に貸与した感光体、ならびに交換した感光体および部品の所有権は、乙に属するものとします。なお、甲は、善良なる管理者の注意をもって感光体を管理し、別途乙が指定する用法に従い「機械」に装着して使用するものとします。

## 第11条 (適用の禁止)

甲は、乙が「パフォーマンス」をして貸与、供給した感光体等を目的および方法の如何を問わず、他に譲渡、貸与、担保設定等の流用、または、複製、処分等しないものとします。なお、甲が「トナー」を使用する場合、乙が供給したトナーについても同様とします。

## 第12条 (返還義務)

「機械」への「パフォーマンス」が終了した場合、甲は、感光体を速やかに乙に返還するものとします。なお、甲が「トナー」を使用する場合、乙が供給したトナーについても同様とします。

## 第13条 (「パフォーマンスチャージ」の支払い)

1. 甲は、乙が別途定める支払い期間内に、「パフォーマンスチャージ」を現金で支払うものとします。

2. 「機械」への「パフォーマンス」提供が終了した場合には、甲は、乙が行うカウンタースタンプの数値の最終確認に異議なく協力し、最終確認に基づき算出された「パフォーマンスチャージ」を支払うものとします。なお、甲の責に帰すべき理由で当該最終確認がなされなかった場合には、甲は、乙が定める方法により計算された金額をただちに乙に支払うものとします。

## 第14条 (消費税等)

「パフォーマンスチャージ」等本契約に基づく料金として表示される金額には、税別の表示のない限り消費税等相当額は含まれず、甲は支払う料金額に課税される消費税等相当額を、それぞれの金額の支払いに併せて乙に支払うものとします。

## 第15条 (追加費用)

乙は、以下のいずれかに該当する場合には、「パフォーマンスチャージ」のほか、甲に対し別途乙が定める費用を請求することができ、甲は、乙の請求に応じてその費用を支払うものとします。

- (1) 第7条に定める「パフォーマンス」対象外の修理、対応等を乙が行う場合。
- (2) 甲の都合により、乙が第5条に定める実施時間外に「パフォーマンス」を実施する場合。
- (3) 「パフォーマンス」を実施する「サービス実施会社」の営業所の所在地から、「機械」の設置場所までの移動に、以下の何れかの事由がある場合。
  - ① 車線等による走行距離が50kmを超える場合。
  - ② 有料道路等を通行しなければならない場合。
  - ③ 船舶または航空機等による移動を必要とする場合。
  - ④ 宿泊を要する場合。

## 第16条 (「パフォーマンス」の提供期間)

1. 「パフォーマンス」の提供は、別表(2)に記載の納入日に開始し、同じく別表(2)に記載される初回納入日より5年経過をもって終了するものとします。

2. 前項の規定に拘わらず、前項に定める終了時において、甲が「パフォーマンス」の継続を希望し、かつ、乙がこれを可能と判断する場合には、「パフォーマンス」の提供はさらに1年間継続するものとし、以後も同様とします。

## 第17条 (「パフォーマンスチャージ」の改定)

1. 前条2項に基づく「パフォーマンス」継続にかかる「パフォーマンスチャージ」には、以下に定める金額が加算されるものとします。

- (1) 開始から1年間については、「パフォーマンスチャージ」(以下、「基準額」といいます。)の8%相当額。
- (2) 前号の期間経過後については、「基準額」の12%相当額。

2. 前項のほか、前条1項の「パフォーマンス」の提供期間中であっても、物価、市況の急激な変化、原価等の急激な他社会情勢の著しい変化により「パフォーマンスチャージ」の改定が必要と乙が認める場合には、乙は、甲と協議の上「パフォーマンスチャージ」を改定することができるものとします。

## 第18条 (「パフォーマンス」の終了)

1. 「機械」が以下の各号のいずれかに該当する場合は、「機械」に対する「パフォーマンス」の提供は終了するものとします。

- (1) 甲が、「機械」の廃棄、販売、返還等を行い、「機械」の使用を行わなくなった場合。
- (2) 火災、天災、その他の事由(甲の責に帰すべき事由であるか否かを問わない)により「機械」が全壊または一部破損し、修理に適さないと乙が判断した場合。

2. 第16条2項による「パフォーマンス」提供期間中に、「機械」が以下の各号のいずれかに該当し、乙がその旨を甲に書面にて通知した場合は、乙は、当該書面の条件に従い、「機械」に対する「パフォーマンス」の提供を終了することができるものとします。

- (1) 「機械」の自然消費度合いまたは老朽化度合いが著しいため、良好な状態の維持が困難と乙が判断した場合。
- (2) 「機械」に使用される感光体、部品またはトナーの製造中止等により、「パフォーマンス」の提供が困難であると乙が判断した場合。
- (3) 前二号の他、「パフォーマンス」の提供に困難な相当の事由がある場合。

## 第19条 (密着保持)

1. 甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上および技術上の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、この限りではありません。

- (1) 知得時に、すでに公知であった情報。
- (2) 知得後、自己の責によらず公知となった情報。
- (3) 知得時に、すでに自己が保有していた情報。
- (4) 知得後、当該情報に触れることなく自己が独自に開発した情報。
- (5) 知得後、自己が第三者より正当に取得した情報。

2. 乙は、「サービス実施会社」および「乙の代理人」に対して、前項に定める乙の義務と同様の義務を負わせるものとします。

## 第20条 (免責)

1. 乙は、天災地変、交通インフラの遮断等の不可抗力による本契約上の義務の履行遅延、不履行について、その責任を負いません。

2. 乙は、「機械」の故障および「パフォーマンス」実施による業務停断、機会損失等の結果について、その責任を負いません。

## 第21条 (契約の譲渡禁止)

甲および乙は、相手方の事前承諾なく、本契約にかかる契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡し、担保に供する等いかなる処分をしてはならないものとします。

## 第22条 (解除)

1. 甲が次の各号の一にでも該当した場合は、甲は、期間の利益を喪失し、直ちに「パフォーマンスチャージ」その他乙に対して負担する金銭債務を支払うものとします。また、この場合、乙は、直ちに「パフォーマンス」の提供を停止することができるものとし、あるいは、催告および自己の債務の履行を提供しないで、本契約の全部または一部を解除できるものとします。

- (1) 「パフォーマンスチャージ」その他本契約から生ずる金銭債務の支払いを怠った場合。
- (2) 第8条、第9条、第10条、第11条に違反した場合。
- (3) 前各号の他、本契約違反に關し90日の予告期間をもって書面で催告されたにも拘わらず、当該期間にかかる違反を是正しない場合。
- (4) 差押、仮差押、仮処分、公示処分、競売等処分、その他の公権力の処分を受け、または、民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは

- 経路を申し立てられ、または自ら申し立てをした場合、  
(5) 監督官庁より、事業の停止または事業免許もしくは事業登録の取り消し処分を受けた場合。  
(6) 資本の減少、事業の停止もしくは変更、または解散の決議をした場合。  
(7) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡り処分を受けた場合。  
(8) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。

2. 乙が前項第3号から第8号のいずれかでも該当した場合は、甲は、本契約を解除することができるものとします。  
3. 前二項に基づく解除は、解除実施者による損害賠償請求を妨げるものではありません。

#### 第23条 (スポット保守への切替)

1. 甲は、「パフォーマンス」の提供開始から1年経過後は、乙所定の保守形態である「スポット保守」への切替を行うことができます。  
2. 甲は、前項の切替を希望する場合、切替希望日の2ヶ月前までにその旨を書面にて乙に通知するものとします。乙が当該通知書面を受領した後、甲および乙は、本契約を中途解約のうえ、乙所定の書式によるスポット保守契約書を締結するものとします。  
3. 前項の場合、甲は、本契約の解約時に「パフォーマンス」として貸与された感光体、トナー等を乙に返却するものとし、新たにこれらを乙より購入するものとします。

#### 第24条 (反社会的勢力との関係排除等)

1. 甲および乙は、自己または自己の従業員が、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、および「反社会的勢力」が自己の事業活動に支配的な影響力を有していないこと、ならびに本契約の履行が「反社会的勢力」の活動を支援するものではないこと、またはそのおそれがないことを誓約します。  
2. 甲および乙は、「反社会的勢力」を利用し、または「反社会的勢力」に対して資金、便宜の提供、もしくは出資等の関与をする等、「反社会的勢力」と関係を持ってはならないものとします。  
3. 甲および乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとします。

#### 第25条 (契約期間)

1. 本契約は、「機械」への「パフォーマンス」の提供期間中効力を有するものとします。  
2. 本契約終了後も、第19条(保証保持)、第30条(免責)、第21条(契約の譲渡禁止)、第22条(解除)、第27条(規定なき事項)、第28条(印紙税)および第29条(管轄裁判所)の規定は、なお効力を存続するものとします。

#### 第26条 (旧契約の終了)

本契約締結前に甲乙間に締結された「機械」の保守に関する契約(以下、「旧契約」といいます。))が存続している場合、本契約の発効をもって、「旧契約」は失効するものとします。

#### 第27条 (規定なき事項)

本契約に定めなき事項および本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合には、その程度甲乙協議の上、友好的な解決を図るものとします。

#### 第28条 (印紙税)

本契約に関連して作成された契約書に賦課される印紙税は、法令等に定める場合を除き、契約書の作成者たる甲および乙の代理人にて均等に負担するものとします。

#### 第29条 (管轄裁判所)

本契約に関わる訴訟は、被告となる当事者の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

#### 【リモートサービス特約条項】

##### 第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(2)で「リモートサービス」を適用しない場合(無に○がついている場合)を除いて、適用されるものとします。

##### 第2条 (「リモートサービス」の内容)

乙は、別表(2)記載の「機械」に対して以下の各号の内容による「リモートサービス」を提供します。

- (1) カウンター自動検針サービス  
本契約の「パフォーマンスチャージ」の締結日に合わせて、毎月のカウンター残値を自動検針するサービス  
(2) 遠隔診断保守サービス  
①故障時自動通報  
「機械」の自己診断機能により故障が検知された場合、どの箇所でのどのような故障が発生したかを乙の管理センターに自動通報するサービス  
②修理依頼通報  
「機械」からのボタン操作で直接乙の管理センターへ修理依頼連絡ができるサービス  
③リモート点検  
「機械」の通報情報および定期的な情報取得結果をもとに、「機械」の状態を診断するサービス  
④リモートファーム更新  
インターネットを経由して乙から「機械」のファームウェアを取得し、更新するサービス  
(3) 遠隔サポート (対応機種のみ)  
インターネットを経由して操作サポートの提供、および設定変更、障害復旧を支援するサービス

##### 第3条 (「リモートサービス」の実施)

1. 乙は、「リモートサービス」の提供にあたり、甲乙別途協議の上、甲の使用している公衆回線もしくはインターネット接続のいずれかを利用して、これを乙の管理センターと接続するものとします。  
2. 甲は、「リモートサービス」の実施に必要な事項について、乙の指示に従い協力するものとします。また、「リモートサービス」に必要な設定等を行う場合、甲は、当該設定等に必要な情報を無償にて乙に提供するものとし、乙は、当該情報に基づきこれを行うものとします。

##### 第4条 (情報の取得と利用)

1. 甲は、「リモートサービス」の提供にあたり、「機械」を特定するための機番情報、「機械」の障害に関する情報、カウンター情報、およびその他稼働に関する情報ならびに遠隔サポート実施時は「機械」の操作画面情報(以下、「甲の情報」といいます)を乙が閲覧、取得することに同意します。また、甲が別途同意した場合に限り、「機械」を利用するために接続された甲の端末の情報(以下、「甲の端末情報」といいます)を閲覧、取得することができるものとします。なお、「甲の情報」および「甲の端末情報」には、「機械」がスキャンした情報または、プリントしたデータなどの情報は含まれず、乙はこれらを取得してはならないものとします。  
2. 乙、乙の関連会社および「乙の代理人」は、新製品の開発やサービスの充実、向上のため、「リモートサービス」によって知り得た「甲の情報」を取得し、利用することができるものとします。

##### 第5条 (本特約の終了)

乙は、2ヵ月前までに甲に対し書面で通知することにより、「リモートサービス」の実施を終了させることができるものとします。

以上

#### 【追加サービス特約条項】

##### 第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(1)に「追加サービス」の記載がある場合に適用されます。

##### 第2条 (サポート内容)

乙は、「追加サービス」記載のサービス(以下、「本件サービス」といいます。)の使用に関して以下のサポートを提供します。  
(1) 障害発生時の「本件サービス」と「機械」の障害切り分け支援。  
(2) 「本件サービス」にリビジョンアップ(バージョン番号の小数点以下の数字の変更を表す変更)が生じた際のリビジョンアップ版の提供。

##### 第3条 (追加料金)

別表(1)の「追加サービス」欄記載の金額が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

##### 第4条 (「追加サービス」の解約)

甲および乙は、「追加サービス」のいずれか一つまたは全部の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヵ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。

以上

#### 【フルタイムサービス特約条項】

##### 第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(1)に「フルタイムサービス」の記載がある場合に適用されます。

##### 第2条 (サービス内容)

乙は、別表(1)のフルタイムサービス欄に記載の時間帯に保守サービス(以下、「フルタイムサービス」といいます。)を提供します。  
なお、「フルタイムサービス」には、以下の対応は含まれません。  
(1) サプライ(トナー・ペーパー)等の配送  
(2) 部品交換を伴う修理実施

##### 第3条 (フルタイムサービス依頼方法)

乙は、本契約を締結後、速やかに「フルタイムサービス」専用の受付電話番号を甲に連絡します。また、甲は、「フルタイムサービス」の提供期間中に「フルタイムサービス」の提供を依頼する場合には当該受付電話番号に連絡するものとし、乙は、当該受付電話番号を通じて受けた依頼に対してのみ「フルタイムサービス」を提供するものとします。

##### 第4条 (追加料金)

別表(1)の「フルタイムサービス」欄記載の料金が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

##### 第5条 (「フルタイムサービス」の解約)

甲および乙は、「フルタイムサービス」の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヵ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。

##### 第6条 (「フルタイムサービス」の解約に伴う支払)

「フルタイムサービス」が解約された場合は、甲は、乙の定める方法にて算定された最終のフルタイムサービス料金をただちに支払うものとします。

以上

リース契約の承認書  
(リース物件のご明細)

ご契約いただきましたリース物件の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。  
本書はリース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

物件 全 1件

物件1	物件名	複合機	数量	1
	メーカー名	リコー	型式	MPC3004RCSPF
	物件設置場所	京都府京都市山科区柳辻封シ川町26-2		
物件2	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件3	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件4	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件5	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件6	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件7	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件8	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件9	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件10	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			





607-8167

京都府京都市山科区  
柳辻封シ川町26-2 富きくお事務所 内

お問い合わせ先  
担当支店 京都営業所  
電話 06-6530-7111  
(受付時間: 平日 09:00~17:00)

富 喜久夫 様



105-0003  
東京都港区西新橋1丁目3-1  
西新橋スクエア9階

431111 08161 0002297#

日立キャピタルNBL株式会社

0001/0003 0004866

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますのでご確認ください。リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 敬具

### リース契約のご確認書

【ご契約内容】		ス期間	60 ヶ月		
契約種別	リース	ス期間開始日	2021/08/06	ス期間満了日	2026/08/05
販売店名	株式会社 田中誠文堂	リース料	12,400円	ス料	744,000円
代表物件名	複合機	消費税等	1,240円	消費税等	74,400円
	※リース物件のご詳細につきましては、別紙をご参照ください。	お支払額	13,640円	お支払額	818,400円
		お支払日	07 日	お支払方法	口座振替

【お支払引落口座】		別金種別		口座番号	
金融機関名					
口座名義人	トミ キクオ				

【お支払内容】 (単位:円)

回数	お支払年月	お支払額	リース料	消費税等	お支払残高	回数	お支払年月	お支払額	リース料	消費税等	お支払残高
1	2021/09	13,640	12,400	1,240	804,760	31	2024/03	13,640	12,400	1,240	395,560
2	2021/10	13,640	12,400	1,240	791,120	32	2024/04	13,640	12,400	1,240	381,920
3	2021/11	13,640	12,400	1,240	777,480	33	2024/05	13,640	12,400	1,240	368,280
4	2021/12	13,640	12,400	1,240	763,840	34	2024/06	13,640	12,400	1,240	354,640
5	2022/01	13,640	12,400	1,240	750,200	35	2024/07	13,640	12,400	1,240	341,000
6	2022/02	13,640	12,400	1,240	736,560	36	2024/08	13,640	12,400	1,240	327,360
7	2022/03	13,640	12,400	1,240	722,920	37	2024/09	13,640	12,400	1,240	313,720
8	2022/04	13,640	12,400	1,240	709,280	38	2024/10	13,640	12,400	1,240	300,080
9	2022/05	13,640	12,400	1,240	695,640	39	2024/11	13,640	12,400	1,240	286,440
10	2022/06	13,640	12,400	1,240	682,000	40	2024/12	13,640	12,400	1,240	272,800
11	2022/07	13,640	12,400	1,240	668,360	41	2025/01	13,640	12,400	1,240	259,160
12	2022/08	13,640	12,400	1,240	654,720	42	2025/02	13,640	12,400	1,240	245,520
13	2022/09	13,640	12,400	1,240	641,080	43	2025/03	13,640	12,400	1,240	231,880
14	2022/10	13,640	12,400	1,240	627,440	44	2025/04	13,640	12,400	1,240	218,240
15	2022/11	13,640	12,400	1,240	613,800	45	2025/05	13,640	12,400	1,240	204,600
16	2022/12	13,640	12,400	1,240	600,160	46	2025/06	13,640	12,400	1,240	190,960
17	2023/01	13,640	12,400	1,240	586,520	47	2025/07	13,640	12,400	1,240	177,320
18	2023/02	13,640	12,400	1,240	572,880	48	2025/08	13,640	12,400	1,240	163,680
19	2023/03	13,640	12,400	1,240	559,240	49	2025/09	13,640	12,400	1,240	150,040
20	2023/04	13,640	12,400	1,240	545,600	50	2025/10	13,640	12,400	1,240	136,400
21	2023/05	13,640	12,400	1,240	531,960	51	2025/11	13,640	12,400	1,240	122,760
22	2023/06	13,640	12,400	1,240	518,320	52	2025/12	13,640	12,400	1,240	109,120
23	2023/07	13,640	12,400	1,240	504,680	53	2026/01	13,640	12,400	1,240	95,480
24	2023/08	13,640	12,400	1,240	491,040	54	2026/02	13,640	12,400	1,240	81,840
25	2023/09	13,640	12,400	1,240	477,400	55	2026/03	13,640	12,400	1,240	68,200
26	2023/10	13,640	12,400	1,240	463,760	56	2026/04	13,640	12,400	1,240	54,560
27	2023/11	13,640	12,400	1,240	450,120	57	2026/05	13,640	12,400	1,240	40,920
28	2023/12	13,640	12,400	1,240	436,480	58	2026/06	13,640	12,400	1,240	27,280
29	2024/01	13,640	12,400	1,240	422,840	59	2026/07	13,640	12,400	1,240	13,640
30	2024/02	13,640	12,400	1,240	409,200	60	2026/08	13,640	12,400	1,240	0

【ご連絡事項】  
・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただくことがあります。

当社は2021年10月1日より「三菱HCビジネスリース株式会社」に商号を変更いたします。

令和5年度 政務活動費

別添資料

契約内容確認書コピー

事務所費

富 きくお

# 建物賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX と賃借人 **喜久夫**

との間に、次のおり建物賃貸借契約を締結します。

第1条 賃貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

建物の所在場所 **〒607-8167 京都市山科区御辻御所町26-2**

**不造 葺 建 一 棟**

床面積 **一 階 61 平方メートル**

第2条 賃貸借の期間は **令和5年 4 月 1 日** から **令和9年 4 月 31 日** までの **4** 年間とします。

第3条 賃料は **1** か月金 **80000** 円也とし、賃借人は毎月 **末** 日までに **翌** 月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができないものとします。

第4条 賃貸人は敷金として金 **¥** 円也を賃借人から申し受けるものとします。

第5条 賃借人は、建物を **事務所** に使用するほか、他の用途に使用してはなりません。

第6条 賃借人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承諾を受けなければなりません。

1. 建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。
  2. 賃借権の譲渡もしくは転賃またはこれらに準ずる行為をするとき。
- 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとします。

1. 2 か月分以上賃料の支払いを怠つたとき。
2. 賃料の支払いをしほば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
3. その他本契約に違反したとき。

第8条 建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担してみずから行なうものとします。

第9条 賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によつて建物を破損または滅失したときは、賃借人はその損害を賠償するものとします。

第10条 賃貸人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。

第11条 敷金には利息をつけられないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠つたとき、または第9条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は敷金をもつてその弁済に充当することができるものとします。

第12条 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第9条の損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとします。

第13条 賃借人は、建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を金部取去し、もし賃貸人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえで、賃貸人の立金を求め、本件建物の引渡しをするものとします。

第14条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第15条 この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第1番の管轄裁判所とすことと各当事者は合意しました。

第16条 (特約事項)  
**契約期間中、賃借人が契約解除を申し出た場合、賃借人は誠意をもって協議に努めるものとする。**

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書  
通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所  
持します。

令和5年 4 月 1 日

賃貸人 現住所

氏名

賃借人 現住所

氏名

連帯保証人 現住所

氏名

〒607-8011 京都市山科区御辻寺東栗園町18番地

市会議員 **富 きくお**

## 自動車駐車契約書

(甲) 

(乙) 市会議員 富きくお

上記当事者間において、下記のとおり契約を締結する。

第1条 甲はその所有する駐車場を乙が自己管理することを条件に乙所有の自動車を駐車することを承諾する。なお甲の駐車場および乙の自動車は下記のとおりである。

駐車場所在地 京都市山科区柳辻封シ川町 26-2

駐車場名 かるがもガレージ

駐車場位置番号 NO.

車名 スズキエブリィ 登録番号 

第2条 駐車契約は登録された自動車で常時運転する車両に限る。(物品の保管、運行しない車両の置場としての使用を禁じる。)

第3条 乙がこの契約した上記の自動車を変更する場合は、甲に事前に届出しその承諾を得なければならない。

第4条 乙がこの契約に基づき駐車する権利は、これを他に貸与又は譲渡することはできない。


第5条 駐車契約における利用時間は全日(24時間)とする。

第6条 駐車契約の期間は暦月による1ヶ月とする。但し、契約期間満了までに甲より第11条の解除の通知、甲又は乙より第12条の通知がない場合は、乙が第7条による駐車料金を支払うことにより、改めて翌月について契約の効力が発生する。以後の契約についても同様とする。

第7条 駐車料金は月額10,000円也とし、乙は契約する月の前月末までに駐車料金を甲が指定する下記甲の銀行口座に支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料は乙の負担とする。また、駐車料金の改定は毎年路線価格(国税局発表)の増減率(対前年度)を参考に甲が決定する。

振込銀行名 

口座名義 

口座番号 

第8条 月の途中の契約の駐車料金は日割計算とするが、解約については月の途中であってもその月の使用料は全額支払うものとする。



# 駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下、甲という)と借主 廣 ぎくろ (以下、乙という)に関し  
次の通り駐車場使用契約(以下、本契約という)を締結する。

## 第 1 条 (基本契約)

甲は本駐車場を次条以下の条件で乙に賃貸し、乙はこれを承諾の上賃借する。

## 第 2 条 (使用目的)

乙は、本駐車場を月極駐車場(転賃)としてのみ使用するものとし、それ以外の目的に  
使用してはならない。

## 第 3 条 (契約期間)

契約期間は、令和 5 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 月 1 日までとする。但し、  
契約期間満了の1ヵ月前までに、甲または乙から契約を更新しない旨の申出がないときは、更に  
1ヵ年間延長するものとし、以降この例により更新する。

## 第 4 条 (賃料)

賃料は月額金 10,000円也(消費税込)とし、乙は本契約締結以降は毎月末日迄に其の  
翌月分を甲に支払うものとする。尚、振込手数料は乙の負担とする。但し、1ヵ月に満たない賃料  
は、1ヵ月を30日として日割り計算する。

## 第 5 条 (乙の善管注意義務)

乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

## 第 6 条 (禁止行為)

1. 乙は本駐車場を使用するときに、通行・騒音・排気等で近隣住民に迷惑を及ぼす行為を  
してはならない。
2. 乙は、本駐車場の現況を甲の書面による承諾なしに変更してはならない。
3. 乙は、本駐車場の使用権を第三者に譲渡してはならない。

第 7 条 (乙の損害賠償義務)

乙は、締結した本駐車場の使用契約者その他乙又は前記使用契約者の関係者が故意または過失により、甲または他の第三者に損害を与えたときには、乙の責任と費用負担において、その損害を相手方に対し賠償しなければならない。

第 8 条 (甲の免責)

地震・火災・風水害その他甲の責に帰さない事由により、本駐車場に駐車している車両その他の物品に損害が生じても、甲は一切その責任を負わないものとする。

第 9 条 (本契約の解除)

乙において次の各項の一つに該当する行為または事実があった場合は、甲は催告その他何等手続きをとる事なく直ちにこの契約を解除する事ができる。

1. 使用料の翌月分前納が無い場合。
2. 第2条の使用目的、駐車車両の規定に違反する行為があった場合。
3. 構造物等に損害を与える場合。
4. 指定の場所でない区画に無断駐車した場合。
5. 乙が駐車場を転貸した時または第6条3項の行為を行った場合。

第 10 条 (本契約の解約)

1. 本契約を解約する場合は、甲乙相手方に対してその旨書面を似って解約の予告をしなければならない。甲は3ヶ月前、乙は1ヶ月前に予告をすれば本件契約を解除できる。乙は上記予告にかえ使用料1ヶ月相当額の金員を支払って即時解約できるものとする。

第 11 条 (本契約の終了)

本契約の終了に際し、乙は本駐車場に関して営業権並びに地上権、借地権を有しないものとする。

第 12 条 (合意管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については、京都地方裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意する。

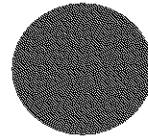
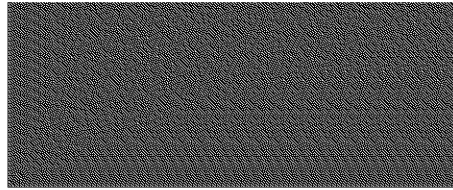
# 本駐車場の表示

駐車場の名称 パーキングふく  
所在地 京都市山科区柳辻封シ川町27-1  
駐車番号 No. 1  
駐車車両 来客用

上記契約成立の証として、本書二通を作成し、甲・乙署名捺印の上各自一通を保有する。

令和4年12月28日

貸主(甲)



借主(乙)

京都市山科区柳辻封シ川町26-2

富きく子

(095) 582-0800



振込先

金融機関名			支店
	口座番号	No.	
口座名義人名 フリガナ			